青森県知事 三村申吾 殿

要望書

県境産廃不法投棄事案に関する 要望について

田子町

要望の趣旨

県境産廃不法投棄事案については、田子町の願いに基づき、廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を基本とする青森県の原状回復対策が、国の支援を受けて順調に進捗していることに深く敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、今般、8月3日の定例会見で知事は、 廃棄物等の総量が増加し、平成24年度までの全量撤去 が困難であるとの見通しを示されました。この突然の発 表は、住民に非常な驚きと不安の念を与え、その後に実 施された住民説明会も事務的に終始し、住民が不安を払 拭し十分理解できたものとは言い難いものがあります。

特に今後、汚染土壌等がかなり増加することを懸念しており、廃棄物及び汚染土壌の全量撤去の終了時期が順次先延ばしとなる恐れを最も住民は心配しております。

つきましては、これらを巡る住民の不安解消のために、 下記の点についてお応え頂くよう、特段のご高配をお願 い申し上げます。

1 いわゆる特別措置法の期間延長によって財政支援を 要望されることはもちろん、それとともに現行特別措 置法の実施計画期間内での事業費を増額することを国 に要望され、平成24年度において、可能な限りの廃 棄物等の撤去を上積みして進めることにより、特別措 置法の期限内に終了できない撤去量を最少化して頂く こと。

- 2 撤去期間の延長による、搬出車両の通行の問題等に 伴う住民の受認をご勘案頂き、早急な国道等の拡張整 備及び地元振興対策を継続的に講じて頂くこと。
- 3 原状回復後の環境再生計画の大きな柱となっている 自然再生のうちの森林域整備については、これまでも お願い申し上げてきたように、廃棄物等の全量撤去が 終了する以前から大規模な試験的植栽に着手し、この 全量撤去終了時期の延長によっていささかもその影響 を受けないようにして頂くこと。
- 4 これらを踏まえた上で、廃棄物及び汚染土壌の全量 撤去を速やかに終了すべく、あらためて現時点での終 了時期等の詳細見通しを、知事が直接住民にご説明頂 くこと。

平成22年11月12日

田子町長 松橋良則

田子町議会議長 澤 口 勝